

訪問看護重要事項説明書

(令和8年4月1日現在)

1. 訪問看護事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	京丹後市立弥栄病院訪問看護ステーションきずな
所在地	京都府京丹後市丹後町間人 1780 番地
介護保険指定番号 ・その他のサービス	訪問看護 京都府 6 3 3 9 0 0 7 4 号
サービスを提供する地域	京丹後市 ※京丹後市以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

区分	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	看護師	1名		1名	管理全般・訪問看護
従事者	看護師	4名		4名	訪問看護
	准看護師				
	理学療法士	1名		1名	訪問リハビリ
	作業療法士				
	事務職員		1名	1名	事務一般

(3) サービス提供日およびサービス提供時間

<サービス提供日> 月曜日から金曜日まで。

ただし12月29日から1月3日まで及び祝祭日を除く。

<サービス提供時間> 午前8時30分から午後5時15分まで。

※上記以外、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

2. 事業の運営方針

利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活が営めるように、健康の維持、回復を図り、快適な在宅療養が継続できるよう支援いたします。

3. サービス内容

- 病状・全身状態の観察と判断（体温・脈拍・呼吸・血圧の測定）
- 日常生活の支援（食事・栄養・水分のとり方等、洗髪・清拭・入浴介助等、床ずれの予防）
- 療養生活の援助（室内の清潔や温度、使いやすさ等）
- 医師の指示による医療的処置（床ずれや傷の手当、管の管理、吸入、吸引、膀胱洗浄、在宅酸素の管理等）
- 医師の指示による薬の飲み方と管理
- 生活リハビリテーション
- 認知症や寝たきりの予防のためのケア及び助言
- 精神・心理面のケア及び助言

- 終末期ケア及び助言
- 緊急時の相談等（緊急時訪問看護加算契約者のみ）
- 介護相談

4. 利用料金

(1) 介護（予防）保険利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金（料金表）の1割～3割の自己負担です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用分は全額自己負担（10割）となります。その際には、居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることとします。

【料金表－基本料金】

訪問時間	訪問看護費	介護予防訪問看護費	理学療法士等による訪問看護の場合
20分未満	3,140円	3,030円	訪問看護費/介護予防訪問看護費
30分未満	4,710円	4,510円	1回につき:2,940円/2,840円
30分～60分未満	8,230円	7,940円	1日に2回を超えて実施する場合は
60分～90分未満	11,280円	10,900円	90/100（予防50/100）

【その他の加算・減算】

夜間等訪問加算	夜間（18時～22時）	基本料金に対し25%加算
	深夜（22時～翌6時）	基本料金に対し50%加算
	早朝（6時～8時）	基本料金に対し25%加算
緊急時訪問看護加算I	6,000円（1月あたり）	
特別管理加算	2,500円 ・ 5,000円	
サービス提供体制強化加算	60円（1回あたり）	
ターミナルケア加算	25,000円	
准看護師による訪問	基本料金の90%	
長時間訪問看護加算	90分以上	3,000円
複数名訪問看護加算I	30分未満	2,540円
	30分以上	4,020円
退院時共同指導加算	6,000円	
初回加算	(I) 3,500円	(II) 3,000円
看護体制強化加算	(I) 5,500円	(II) 2,000円

*上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

*保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。

その場合は、いったん基本料金をいただき、サービス提供証明書を後日、市担当課の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

*特別管理加算は、在宅酸素・留置されている管類、褥瘡等医療管理の必要な方の加算です。

*長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者になります。

(2) 医療保険利用料

医療保険でサービスを利用する場合は、受給者証に記載されている自己負担割合（1割～3割）になります。重症心身医療や特定疾患の医療受給者など公費対象の方の場合は、利用金額が免除もしくは減額されます。

【基本利用料】

<月の初日>

負担割合	基本療養費 (5,550 円) + 管理療養費 (7,670 円)	自己負担額
1 割	555 円 + 767 円	1,322 円
2 割	1,110 円 + 1,534 円	2,644 円
3 割	1,665 円 + 2,301 円	3,966 円

<月の2回目以降1日につき>

負担割合 ※1	基本療養費 (5,550 円/6,550 円) + 管理療養費 (3,000 円)	自己負担額	
週3日目 まで	1 割	555 円 + 300 円	855 円
	2 割	1,110 円 + 600 円	1,710 円
	3 割	1,665 円 + 900 円	2,565 円
週4日目 以降	1 割	655 円 + 300 円	955 円
	2 割	1,310 円 + 600 円	1,910 円
	3 割	1,965 円 + 900 円	2,865 円

※1：医療保険による訪問は原則1回/日、3日/週まで。但し、退院後3ヵ月以内においては、5日/週を限度とする

【加算】

項目	サービス内容	保険金額	自己負担額			
			1 割	2 割	3 割	
難病等 複数回訪問看護	厚生労働大臣が定める疾病等、急性増悪等により特別訪問看護指示書が交付された場合に算定	2回/日	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		3回以上/日	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
長時間 訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に週1回を限度として算定	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合に、1日につき算定 (別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合)	1,300 円 (1,800 円)	130 円 (180 円)	260 円 (360 円)	390 円 (540 円)	
複数名 訪問看護加算	利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合に算定	看護師 1回/週	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		准看護師 1回/週	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
		その他職員 1回/週	3,000 円	300 円	600 円	900 円
夜間・早朝 訪問看護加算	午後6時～午後10時、午前6時～午前8時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定	2,100 円	210 円	420 円	630 円	
深夜 訪問看護加算	午後10時～翌午前6時までの時間帯に訪問看護を行った場合に算定	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
24時間対応 体制加算	常時対応できる体制にあり、利用者の同意を得た場合に月1回に限り算定	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	
緊急訪問看護 加算	利用者・家族等の求めに応じて診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合に、1日に1回に限り算定	2,650 円	265 円	530 円	795 円	
特別管理加算 I	・在宅悪性腫瘍若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	
特別管理加算 II	・自己腹膜還流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄	2,500 円	250 円	500 円	750 円	

	養法、経管栄養法、自己導尿、人工呼吸、持続陽圧呼吸療法、自己疼痛管理、肺高血圧症患者指導管理を受けている ・人工肛門又は人口膀胱を設置している ・真皮を超える褥瘡 ・訪問看護点滴注射管理指導料を算定している				
特別管理指導加算	特別管理加算を算定する状態にある方に、病院と共同指導を行った場合に算定	2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院時共同指導加算	在宅での療養上必要な指導を病院と共同で行い、その内容を文書により提供した場合に初日の訪問看護実施時に 1 回に限り算定	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に 1 回に限り算定	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
退院支援指導加算（長時間）	退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合に、1 回の退院支援指導の時間が 90 分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合に初日に限り訪問看護管理療養費に加算する	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算	利用者又はその家族の同意を得て、保険医療機関と情報の共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月 2 回に限り算定	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	状態急変や診療方針の変更等に伴い、開催されたカンファレンスに参加し、共同で利用者や家族に対し療養上必要な指導を行った場合に月 2 回に限り算定	2,000 円	200 円	400 円	600 円
情報提供療養費	利用者の同意を得て、市町村・保健所等に対して、当該市町村からの求めに応じ、訪問看護の状況を文書にて保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に月 1 回に限り算定	1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費	在宅での終末期の看護の提供を行った場合、また主治医の指示により利用者の死亡前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い、かつ訪問看護におけるターミナルケアの支援体制について利用者及びその家族等に対して説明したうえでターミナルケアを行った場合に算定	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供した場合に算定	50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護ベースアップ評価料	看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種の処遇改善分として算定	780 円	78 円	156 円	234 円

(2) その他

①利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担になります。

②料金のお支払方法

毎月上旬までに前月分の請求をします。請求後 15 日以内に銀行振替でお支払いください。お支払い確認後、領収書を発行いたします。

③キャンセル料は原則請求いたしません。

5. 緊急時の対応方法

- (1) サービスの提供中に病状の急変が生じた場合等は、事前の打ち合わせにより、かかりつけ医、消防署、ご家族、居宅介護支援者等へ連絡をいたします。
- (2) 営業時間外等の相談・緊急訪問については、事前（原則として前月）に「緊急時訪問看護加算」の契約が必要になります。
- (3) 「緊急時訪問看護加算」の契約がない場合は、直接かかりつけ医、又は病院にご連絡ください。

6. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合は、かかりつけ医（主治医）及び事業所管理者に報告し、適切に対処いたします。
- (2) サービスの提供中の事業所従業員の明らかな過失により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

7. 警報発令時、災害発生時の対応

警報が発令されたり、災害発生のおそれがある場合、訪問できないことがあります。

8. 業務継続計画について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

9. 衛生管理等について

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所は感染症の予防及びまん延防止のための指針を講じ、業務継続計画に基づく訓練、研修を定期的実施します。

10. 虐待防止について

- (1) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (2) 事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (3) 正当な理由なく利用者の身体を拘束することを禁止し、やむを得ず身体拘束が必要な場合はその理由及び状況を記録に残します。
- (4) 当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

11. ハラスメント行為等の禁止

利用者又は家族による事業所従業員に対する以下のハラスメント行為等を禁止します。

ハラスメント行為等の発生により健全な信頼関係を築くことが困難と事業所が判断した場合は、必要に応じて警察等関係機関への通報を行うほか、サービス提供の中止や契約解除の措置を取ることがあります。

- ①カスタマーハラスメント（暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為、居座り、監禁、長時間の電話・クレームなどの拘束的な行動等）
- ②セクシャルハラスメント（性的な言動・行為、好意的態度の強要、性的な嫌がらせ等）
- ③違法行為の強要
- ④職員の写真や撮影動画、録音等を無断でSNS等に掲載すること

1 2. サービスの内容に関する苦情等相談について

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情の窓口を下記のとおり設置しています。

当事業所相談窓口	担当責任者：管理者 野村 優子 受付時間：月～金曜日 午前8時半～午後5時15分 連絡先：電話 0772-75-1700 FAX 0772-75-2115
京丹後市健康長寿福祉部 長寿福祉課	受付時間：月～金曜日 午前8時半～午後5時15分 連絡先：0772-69-0330
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月～金曜日 午前9時～午後12時 午後1時～午後5時 連絡先：075-354-9090

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ①苦情を受けたときは、担当責任者が事実の調査と対応方法の検討を行います。
- ②苦情を受けた当日中に利用者宅を訪問し、事実の報告と改善策を実行します。
- ③担当者は全過程を記録し、今後同様の問題が生じないように適宜確認を行います。
- ④事業所内会議を開催し、部署内に苦情と対応内容を周知します。

1 3. 個人情報の保護及び秘密の保持について

- (1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

1 4. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、月1回保険情報の確認をさせていただきます。
保険情報に変更があった場合は速やかに当該事業者にお知らせください。
- (2) 当該事業所では、現時点でオンライン資格確認に対応していますが、令和6年12月には紙の保険証が廃止され訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認が義務化されます。できるだけ早期にマイナンバーカードを取得し所定の手続きを行ってください。

